平成２２年（フ）第１０９０号
北九州市門司区花月園13番205―102号
債務者　上田　　清
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１２号
北九州市八幡西区下上津役元町３番21号104
債務者　小山田澄子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３２６号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄973番地９
債務者　吉田　忠晴
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番315号
債務者　森田　和枝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2554番地143
セジュールミチ102
債務者　毛利　敏治
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄558番地１
債務者　江上　秀樹
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
広島県福山市内海町24番地８、旧住所大阪府東大阪市大蓮南４丁目４番８号
債務者　渡壁　祥子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９６号
広島県福山市今津町６丁目14番54―５号、旧住所広島県福山市高西町１丁目４番４号
債務者　加藤　英明
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９７号
広島県福山市今津町６丁目14番54―５号、旧住所広島県福山市高西町１丁目４番４号
債務者　加藤　有見
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３０５号
広島県福山市草戸町４丁目31番21号　淀川フレマリールⅡ棟101、旧住所広島県福山市草戸町４丁目８番28号
債務者　村上　輝子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６８９号
熊本市城南町鰐瀬2001番地３
債務者　長田　　修
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１５号
青森市大字新城字平岡109番地52
債務者　亀谷　秀樹
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅戸山団地９―13
債務者　木村　麻人
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５７号
神戸市須磨区白川台６丁目４番地の８　須磨白川台レックスマンション906号
債務者　新木　美保
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６４号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２　神戸ポートビレジ３号棟612号
債務者　森永　吹子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４７号
神戸市長田区名倉町２丁目５番６号
債務者　大野早智子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部